



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第81号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 児童福祉法に基づく次の権限

- (ア) 要支援児童等と思われる者を把握した場合における当該者の現在地の市町村長への通知
- (イ) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童について市町村が行う報告の受理
- (ウ) 相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の児童自立生活援助事業を行う者への委託
- (エ) 児童自立生活援助の申込書の受理
- (オ) 県外の共同生活を営むべき住居への入居についての連絡及び調整
- (カ) 児童自立生活援助の申込みの勧奨

イ 児童福祉法施行令に基づく次の権限

- (ア) 児童自立生活援助の認定

ウ 児童福祉法施行規則に基づく次の権限

- (ア) 児童自立生活援助の申込みの勧奨
- (イ) 養育里親又は専門里親の申請書の受理
- (ウ) 養育里親又は専門里親の申請に係る要件等についての調査

エ 里親が行う養育に関する最低基準に基づく次の権限

- (ア) 事故が発生した場合の届出の受理
- (イ) 養育の継続が困難となった場合の届出の受理

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 特定建築物所有者等への報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- (イ) 特定建築物所有者等への改善又は使用の停止若しくは制限の命令
- (ウ) 登録業者への報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- (エ) 特定建築物についての国等に対する説明又は資料提出の要求
- (オ) 特定建築物についての国等に対する改善勧告

(2) 福祉事務所の廃止に伴う規定の整理

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規**則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表福祉事務所の部を削る。

別表保健所の部原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の項の次に次のように加える。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- 1 第21条の10の4の規定による要支援児童等と思われる者を把握した場合における当該者の所在地の市町村長への通知

別表保健所の部建築物における衛生的環境の確保に関する法律の項に次の5号を加える。

- 3 第11条第1項の規定による特定建築物所有者等への報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- 4 第12条の規定による特定建築物所有者等への改善又は使用の停止若しくは制限の命令
- 5 第12条の5の規定による登録業者への報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- 6 第13条第2項の規定による特定建築物についての国等に対する説明又は資料提出の要求
- 7 第13条第3項ただし書の規定による特定建築物についての国等に対する改善勧告

別表児童相談所の部児童福祉法の項中第13号を削り、第12号を第13号とし、同項第11号中「報告」を「第26条第1項第1号に規定する児童」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- 11 第25条の7第1項第3号の規定により、児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童について市町村が行う報告を受理すること。

別表児童相談所の部児童福祉法の項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 26 第33条の6第1項の規定により、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを児童自立生活援助事業を行う者に委託すること。

別表児童相談所の部児童福祉法の項中第32号を第35号とし、第27号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の3号を加える。

- 27 第33条の6第2項の規定により、児童自立生活援助の実施の申込書を受理すること。
- 28 第33条の6第3項の規定により、県外の共同生活を営むべき住居への入居についての連絡及び調整を行うこと。
- 29 第33条の6第4項の規定により、第25条の7第1項第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告を受けた児童について、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

別表児童相談所の部児童福祉法施行令の項第2号中「第34条」を「第33条」とし、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 第1条第2項の規定による児童自立生活援助の認定

別表児童相談所の部児童福祉法施行令の項の次に次のように加える。

○ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

- 1 第36条の26第5項の規定により児童自立生活援助の申込みを勧奨すること。
- 2 第36条の37第1項又は第2項の規定による養育里親又は専門里親の申請書を受理すること。
- 3 第36条の38第1項の規定による養育里親又は専門里親の申請に係る要件等についての調査をすること。

別表児童相談所の部児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の項の表題中「児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則」の次に「（昭和62年島根県規則第30号）」を加え、同部里親が行う養育に関する最低基準の項中第4号から第6号までを削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- 1 第14条第2項の規定により、事故が発生した場合の届出を受理すること。
- 2 第14条第3項の規定により、養育の継続が困難となった場合の届出を受理すること。

別表児童相談所の部里親の認定等に関する省令の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。